

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地域の地域の立地

常陸太田市は、茨城県北部に位置し、平成16年の市町村合併により、南北に約40km、東西に15kmの広がりを持ち、総面積が371.99km²（茨城県全体の6.1%）で、茨城県で一番広大な面積を有している。地勢は久慈川の支流に南流している河川沿いに肥沃な水田地帯が広がっている。

気候は太平洋型であり、年間平均気温が約14℃と四季を通じて比較的温暖であるが、市の北部地域では冬季に積雪を見ることがある。



②常陸太田市商工会の区分

常陸太田市商工会は昭和35年9月28日に、常陸太田市商工会として発足する。当市が平成16年12月に常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村の1市1町2村が合併し常陸太田市となったことで、平成18年4月に同地域にあったそれぞれの商工会が合併して現在に至っている。

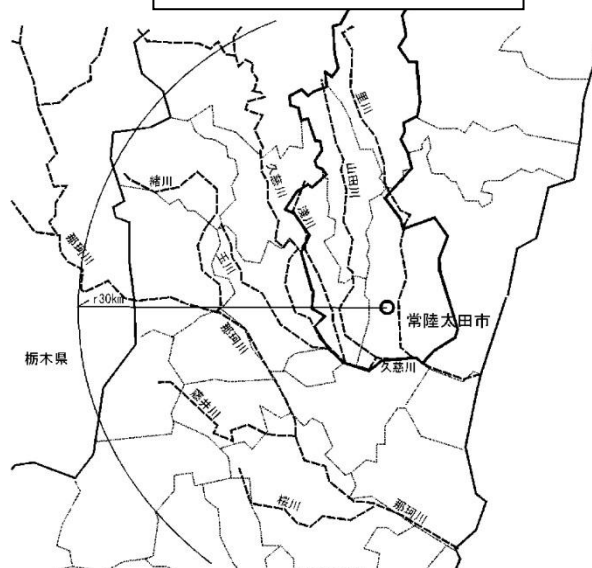
③想定される地域の災害リスク

1) 風水害：常陸太田市地域防災計画

当市を流れる国の直轄河川は、久慈川、里川、山田川の3本の河川であり、特に久慈川は水源が他県にあり流路延長が長く、その水量は本市における降水量はもとより、上流の降水量の影響を大きく受ける。また国の直轄河川以外にも数多くの中小河川が流れているが、河川整備が遅れており、河川が氾濫するおそれがある。

久慈川支流の上流には、竜神ダムがあり、下流河川地域を水害から守るため、大雨時に流量を調節する体制がとられている。

本市における河川位置図



当市における風水害の記録のうち、主なものは次のとおりである。

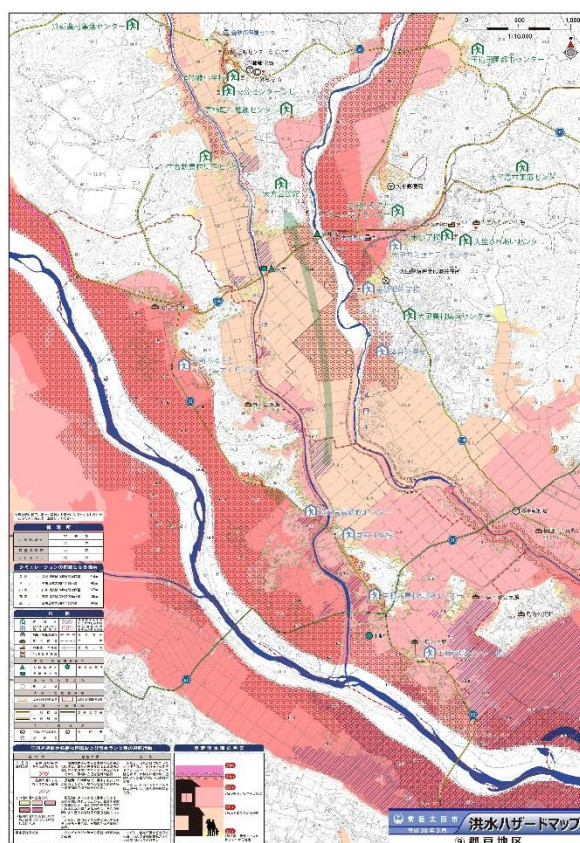
1. 昭和 57 年 9 月の台風 18 号（橋梁流出、道路損壊、田流出）
2. 昭和 61 年 8 月の台風 10 号（住家の半壊・床上浸水、崖崩れ、橋梁流出、道路損壊等）
3. 平成元年 8 月の台風 13 号（床上浸水、道路損壊、橋梁流出、護岸崩壊等）
4. 平成 3 年 9 月の台風 18 号（床上浸水、道路損壊、橋梁流出、田畑冠水等）
5. 平成 23 年 9 月の台風 15 号（床上浸水等）
6. 令和元年 10 月の台風 19 号（住家の半壊床上浸水、道路損壊、橋梁流出、田畑冠水等）

上記台風などによる豪雨では、床上・床下浸水、土砂災害では家屋の半壊や橋梁の流出、田畑の冠水など多くの被害を出した。

令和元年 10 月の台風 19 号による豪雨では、市内全域にわたり床上・床下浸水の被害がでており、特に市内郡戸地区は久慈川堤防の決壊により多くの被害が出た。

市では、浸水想定区域図を平成 17 年に改正された水防法の規定に基づき久慈川等の洪水ハザードマップを作成した。（右図）

堤防が破堤した場合の洪水氾濫状況をシュミレーションした結果を表示したもので、これにより浸水深が高い場合の洪水の氾濫状況を概ね知ることが出来る。



○本市における主要な河川・水位等

番号	河川名	種別	水位					備考
			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高推移	
1	久慈川	1 級河川	1.50m	2.50m	2.90m	3.50m	6.09m	太平洋へ
2	山田川	〃	2.00m	3.00m	3.50m	3.80m	4.45m	久慈川に合流
3	里川	〃	2.00m	3.00m	3.00m	3.10m	4.60m	久慈川に合流
4	浅川	〃	2.19m	2.66m	3.11m	3.24m	4.17m	久慈川に合流
5	茂宮川	〃	2.10m	2.40m	2.80m	3.10m	-	太平洋へ

2) 土砂災害

本市には、崖崩れ・地すべり等災害が予想される危険な区域が相当数ある。

- ・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の箇所数

○金砂郷地区【H18 レベル 1 (※1)、H25 レベル 2 (※2)】

土砂災害区分	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜崩壊	59 箇所	59 箇所
土石流	24 箇所	19 箇所
地すべり	16 箇所	-

○水府地区【H19 レベル 1 (※1)、H28 レベル 2 (※2)】

土砂災害区分	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜崩壊	155 箇所	153 箇所
土石流	119 箇所	102 箇所
地すべり	9 箇所	-

○常陸太田地区【H21 レベル 1 (※1)、H27 レベル 2 (※2)・レベル 3 (※3)】

土砂災害区分	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜崩壊	120 箇所	116 箇所
土石流	82 箇所	69 箇所
地すべり	2 箇所	-

○里美地区【H19 レベル 1 (※1)、H28 レベル 2 (※2)】

土砂災害区分	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜崩壊	41 箇所	41 箇所
土石流	97 箇所	89 箇所
地すべり	4 箇所	-

※1 被害想定区域又は溪流に人家が 5 戸以上等 (5 戸未満であっても官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場合を含む) ある危険箇所

※2 被害想定区域又は溪流に人家が 1~4 戸ある危険箇所

※3 人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる危険箇所

3) 地震

(a) 想定地震

平成 23 年の東北地方太平洋沖地震では、本市においても震度 6 弱を観測し、建築物の倒壊、地盤沈下、液状化現象、各種インフラの寸断など大きな被害が発生した。

茨城県に被害をもたらす可能性のある地震として、首都圏直下型の地震 (マグニチュード 7 級) の発生については、大型プレート、フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し、複雑な応力集中が生じていることなどから、ある程度の切迫性を有しており、茨城県南部地震 (マグニチュード 7.3) が中央防災会議により想定されている。茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震 (津波地震) については、茨城県及び福島県沖の海溝寄り部分で

は、複数の領域を震源域とした地震の発生可能性があるとしてされており、発生した場合は、マグニチュード8.6～9.0と地震調査研究推進本部により推定されている。

本市は過去において大きな直下型地震は発生していないが、[下図1]に示す本市近縁の南東部に棚倉破碎帯断層が位置している。これは山田川に沿うもので、第三紀集塊岩と砂岩を境とする断層で、岩質の相違によるリニアメント※の疑いがある。活断層の確実度は、確実であるⅠから、活断層の可能性はあるが他の原因による地形の疑いが残るⅢまでの三段階があり、これは確実度が最も低いⅢとされる。

※ リニアメント：線に続く谷地形や崖、異なる種類の地形の境界などの地形的に続く線上模様で活断層を認定する際の基礎的な地形

本市に影響があると考えられる過去に発生した塩屋崎沖地震（昭和13年発生、マグニチュード7.8） ※[下図2]を想定して検討を行った。

○想定地震概要

名称	震源域から本市までの距離 (震央と市役所)	上端深さ	マグニチュード
塩屋崎沖地震	約85km	20km	7.8

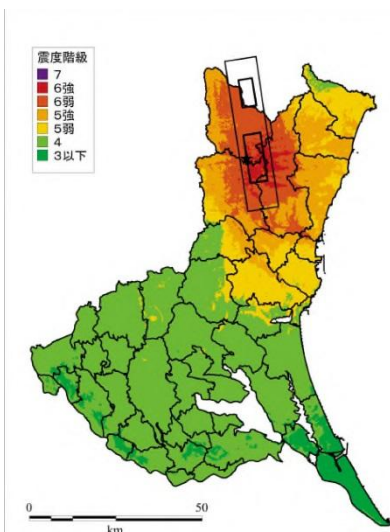


図1 棚倉破碎帯東縁断層などの連動の地震の地表震度分布

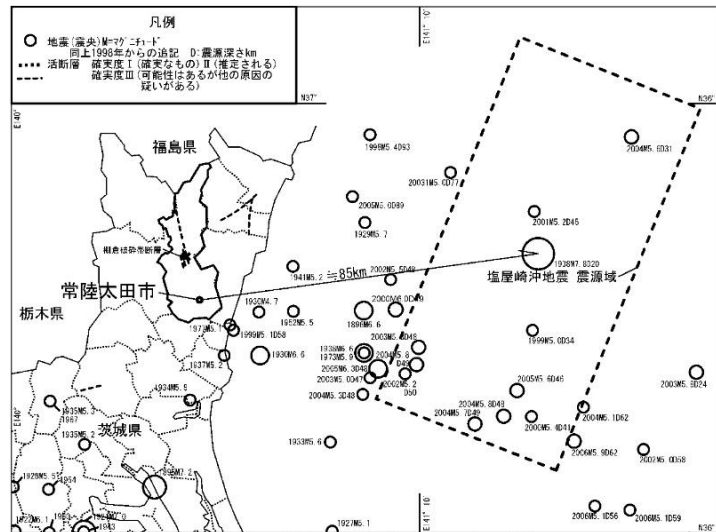


図2 地震の発生状況と想定地震位置

(b) 震災被害想定

I 地震動

本市の河谷平野部（河川の氾濫・河道変化によってできた低平な土地）は、久慈川、里川、山田川の運搬によって形成された多湿な低地であり、丘陵上の立地に比較して地震動（地震波の到達によって引き起こされる地面の震動のこと）をより増幅して建物被害や地盤の液状化をより強く招く傾向がある。山地と丘陵部が震度5弱、山間の谷から平野部までの扇状地と谷津部が震度5

強、平野部の水田及びJR常陸太田駅周辺が震度6弱と想定される。

旧来からの集落は、それらやや軟弱な地盤の中でも、台地・丘陵・扇状地や河川の自然堤防上のより良い地盤に立地しており、自然に対する伝統の知恵が活かされているといえる。

丘陵面上の建物が密集した旧市街地は、木造家屋が多く防火耐火性能が低いことと、居住者に単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加など震災に弱い側面も指摘できる。

II 液状化

本市の液状化による建物の被害想定は、液状化の極めて高い旧河道に立地する建造物はほとんどない。

本市の丘陵部を除く河谷平野部に位置する集落は、液状化の高い河川・三角州・谷底平野・旧砂州と予測され、この地域は比較的液状化に強い自然堤防、即ち水田面よりやや小高く砂利交じりの地質で旧来からの集落があるところと水田を埋立てかさ上げした比較的新興の宅地に区分される。水田を埋め立てた宅地に立地する建造物は、地耐力の構造計算を行ったものを除き、一般的な木造等家屋は液状化への対応がなされていない場合が多く、特に宅地周りの状況により地下水位が高い場合は被害が増すと予測される。

4) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

事業者への影響としては、観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセルやイベント、会合の休止、外出自粛の動きなどにより売り上げが急減する。製造業などでは海外工場の操業停止、部品、材料の納入遅延などサプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなる。

5) 原発事故

原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設・原子炉・貯蔵施設・再処理施設・廃棄施設・使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大が想定される。

○対象となる原子力事業所及び原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

本計画の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所（以下、「原災法対象事業所」という。）とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下、「原子力災害対策重点区域」という。）を設定する施設、原子力災害対策重点区域の範囲（「原子力災害対策指針」に示されている予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の目安）を基準とする。

表1 原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域（注1）

原災法対象 事業所 〔所在市町村〕	原子力災害対策重点区域			
	許可区分 (注2)	重点区域を設定 する原子力施設	重点区域の範囲	対象区域
日本原子力発電(株))東海第二発電所 (略称：原電東海) 〔東海村〕	原子炉	発電用原子炉施設	(UPZ) 約30km	市全域 (注3)

※（注1）：原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

（注2）：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）の許可等の区分による。

（注3）：東海第二発電所のUPZ圏外となる里川町、徳田町、小妻町、小中町についても、住民の緊急防護措置の対応について市内他地区と同様にUPZ圏内の扱いとする。

（2）域内の商工業者の状況

- ・商工業者数 1,521人
- ・小規模事業者数 1,156人
(うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は17人)

【内訳】※小規模事業者数の括弧内は「事業継続力強化計画」認定事業者（内数）

業種分類	商工業者数	小規模 事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	244	239（2）	市内に広く分散している。
製造業	189	189（7）	市内各地に点在し、比較的大きい企業は工業団地において操業している。
卸売・小売業	387	262（2）	市街地に密集するが、市内に広く分布している。
宿泊・飲食業	152	119（2）	市街地に密集するが、市内に広く分布している。
サービス業	549	376（3）	市内に広く分散している
合計	1,521	1,156（17）	

令和3年経済センサス活動調査」（総務省統計局）

（3）これまでの取組

1）常陸太田市の取組み

（a）常陸太田市地域防災計画の策定（令和4年3月改定）

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、常陸太田市防災会議が作成する計画であって、地域に係わる災害対策を実施するに当り、防災関係機関がその全機能を発揮して、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方のもと、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害の復旧を図ることを目的としている。

(b) 第6次総合計画による防災に関する各施策の推進

- ・地域防災計画の見直し及びICTを活用した実効性のある防災体制の強化
- ・自主防災組織等との連携推進及び活動充実のための支援の強化
- ・他自治体や企業等との災害時応援協定の締結
- ・防災拠点施設としての公共施設等の機能強化の充実
- ・災害時の防災情報伝達手段の確保・整備
- ・災害時の要援護者の見守り・避難支援体制の充実
- ・民間医療・福祉施設との福祉避難所の協定締結の推進
- ・住宅耐震化の環境整備の促進

(c) 総合防災訓練の実施

大雨による土砂災害、水害、を想定して実施。また、原子力災害広域避難訓練や自主防災会の訓練補助、自治会等への出前講座等の啓発、自主防災リーダー研修会を開催している。

(d) 防災に関する情報提供

洪水や土砂災害時の避難に係る情報を事前に提供し、市民の皆様が災害時に円滑かつ迅速に避難ができるようハザードマップを作成し、対象地域に全戸配布するとともに、市ホームページに公開した。掲載内容は、浸水想定区域図のほかに、日頃の心得、非常持ち出し品リスト、情報収集方法、災害伝言用ダイヤル、災害伝言板とマイタイムラインなど。市広報紙において、定期的に防災に関する記事を掲載し、市ホームページ、防災行政無線、SNSでも情報を発信している。

(e) 防災備蓄品

市地域防災計画に基づき災害時用備蓄品を定め、衛星携帯電話、備蓄用毛布、投光器、ランタン、発電機、ガソリン携行缶、コードリール、ジェットヒータ、大型扇風機、石油ストーブ、リヤカー、マイルディシート、折りたたみマット、プライベートルーム、担架ベッド、マンホールトイレ、段ボール間仕切り、段ボールベット、ブルーシート、簡易トイレ、食糧、飲料水等それぞれ計画数を定め備蓄している。

(f) 常陸太田市中小企業等BCP関連事業費補助金（令和5年4月～）

市内の中小企業者が、自然災害等の被害を最小限にとどめるとともに、主要業務の継続や早期復旧を可能とする事業継続計画等の策定及び計画を実践するための取組を促進し、もって地域経済の基盤強化及び市内中小企業者の信頼性増加を図ることを目的に、予算の範囲内において補助金を交付する。

- ・補助率 対象経費の2分の1
- ・補助上限 ①計画策定事業…BCP 上限20万円
事業継続力強化計画 上限10万円
- ②計画実践事業…BCP 上限100万円
事業継続力強化計画 上限50万円

2) 常陸太田市商工会の取組み

(a) 事業者BCP（事業継続力強化計画を含む。以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解して頂くため、中小企業庁が作成した「中小企業の事業継続計画（BCP）」などの小冊子を活用して、会合や会報を通じて、当会役員・会員を中心に防災知識の普及・周知を行ってきた。

また、巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知を行ってきたのをはじめ、当会のホームページや会報においても、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

(b) 損害保険への加入促進

全国商工会連合会では、中小企業PL保険制度、ビジネス総合保険制度、全国商工会情報漏えい保険、業務災害補償プラン、商工会の休業補償制度について各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進を行っている。

また、小規模事業者に対する火災や地震などの財産のリスクヘッジ対策として、茨城県火災共済協同組合と連携した普及・加入促進を行っている。

(c) 防災備蓄品

懐中電灯、予備乾電池、軍手、工具類、タオル、ゴミ袋、非常用軽食、飲料水を備蓄している。しかし、計画数は定めていない。

(d) 相談窓口の設置

資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、各種給付金申請、休業要請などへの対応など関連する支援施策の情報提供を行っている。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- (a) 事業者BCPの策定に係る個者支援 28者
- (b) 事業継続力強化計画認定事業者 17者
- (c) 茨城県火災共済協同組合と連携した共済加入促進 24者

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

(a) 小規模事業者の事業継続力に関する現状把握の不十分さ

市内小規模事業者の事業BCPへの取組状況が把握できていないため、事業者ごとの備えの差やリスク認識の違いが見えず、市や商工会として支援の優先順位付けや効果的な伴走支援が行いにくい状況にある。

(b) 専門的支援を担う人材・スキルの不足

計画の実行に必要な専門人材が不足しており、保険・共済、資金繰り、事業BCP策定などの専門的助言を行える職員が限られている。また、防災・減災の重要性を事業者に実務的な根拠を

もって伝えるための知識も十分ではなく、事業者の理解促進や行動変容につながる支援が十分に機能していない状況にある。

【対策】

(a) 事業継続力強化の取組状況に関する実態把握の強化

事業継続力強化の取組状況を把握するため、経済産業省の認定事業者一覧の定期確認に加え、商工会会員へのアンケートやヒアリングを実施し、事業BCP策定状況やリスク認識を体系的に収集・整理する。得られた情報をデータ化し、市や商工会で共有することで、支援の優先順位付けや効果的な伴走支援につなげる。

(b) 人材育成と外部専門機関との連携強化

外部の専門機関（損保会社、金融機関、中小機構など）と連携し、事業者向けのセミナーや専門家派遣を活用して専門的助言を補完するとともに、商工会職員に対して継続的な研修や勉強会を実施し、必要な専門知識の習得と最新情報の共有を進めることで、支援体制の強化を図る。

3 目標

(a) 地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

(b) 中心市街地で市内の事業所数が多く、地域生活を支える基盤となる太田地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。

(c) 支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が1.5%程度と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険に加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取組んでいくこととする。

- ① 年5者対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 市内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定率を2%
- ③ 損害保険加入の取組を10者に対して行う。
- ④ 上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

（1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

常陸太田市と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

（a）巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害などのリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

（b）会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。

（c）経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス診断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

（URL：https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet/html）

（d）事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

（3）フォローアップ

（a）事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。（URL：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>）

（b）事業者BCPの策定後3年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時に訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。

（c）支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了の計画の再策定・再申請につなげる指導を行う。

（d）常陸太田市の防災訓練への参加を促す。

（4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

（a）広報誌などで地域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。

（b）同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

- (a) 外部の専門機関（損保会社、金融機関等）に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等や事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。
- (b) 連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、（独法）中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- (c) 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

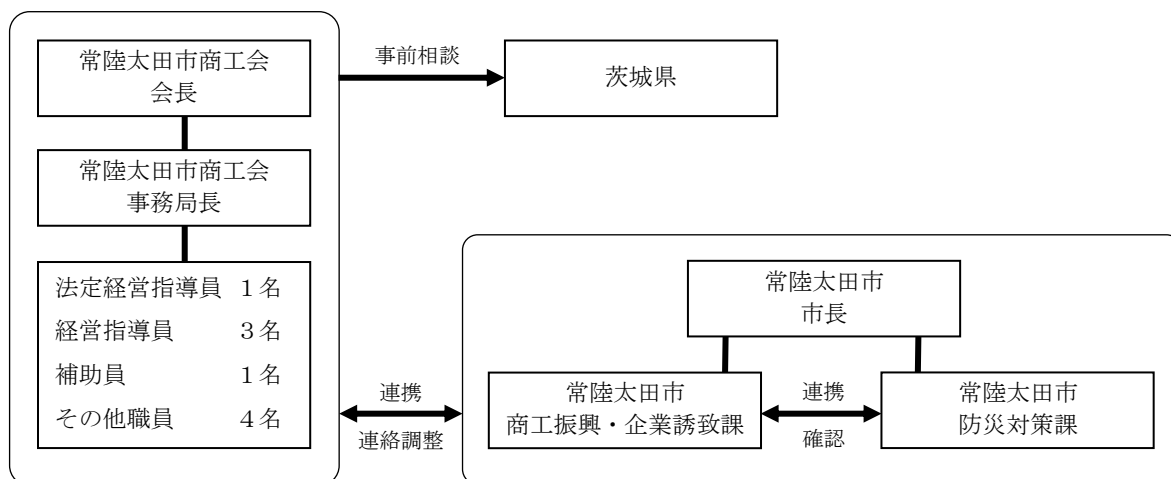
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年3月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・商工会、市商工振興・企業誘致課・防災対策課が連携し、地域の情勢を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・また、認定主体である茨城県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・市内を4地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員3名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・保険加入促進については、損保会社の専門家1名による、セミナー個別相談の体制とする。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員3名、の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を商工会と常陸太田市の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当商工会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスケファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 市村 千洋 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 市村 千洋は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

常陸太田市商工会

〒313-0061 茨城県常陸太田市中城町 3210

TEL : 0294-72-5533 / FAX : 0294-72-5546

E-mail : info@ootasyoko.or.jp

②関係市町村

常陸太田市 商工振興・企業誘致課

〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690

TEL : 0294-72-3111 / FAX : 0294-72-0288

E-mail : yuchi@city.hitachiota.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
必要な資金の額	420	420	420	420	420
・調査費	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	120	120	120	120	120
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作成費	30	30	30	30	30
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、常陸太田市商工業振興事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
常陸大宮市商工会 会長 鈴木 仁 〒319-2263 茨城県常陸大宮市南町 1104-4 大子町商工会 会長 大藤 博文 〒319-3551 茨城県久慈郡大子町池田 2732-3
連携して実施する事業の内容
①管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーの実施 ・管内小規模事業者に対する事業活動に影響を与える自然災害等のリスク認識に向けた周知啓発。 ②管内小規模事業者の事業者BCPの策定推進に向けた広報活動 ・事業者BCPの策定支援により、事業活動に影響の軽減を図る。
連携して事業を実施する者の役割
①普及啓発セミナー共催にかかる周知や啓発 (連携者) 常陸大宮市商工会、大子町商工会 (効果) より広域的な募集活動により、多数の集客が見込まれる。 ②管内小規模事業者の事業者BCPの策定推進 (連携者) 常陸大宮市商工会、大子町商工会 (効果) 事業者BCPの策定事業者増加につながる。
連携体制図等

(別表5)

発災後の対応等に係る事項

発災後の対応等に係る事項

(1) 発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害時による発災時には、人命救助が第一として、その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で2者が連携して行う応急対策は次の業務とする。

② 2者間で連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- | |
|--|
| (1)緊急相談窓口の設置・相談業務
(2)被害調査・経営課題の把握業務
(3)復興支援策を活用するための支援業務 |
|--|

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力などの確保が前提となり、当会がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを2者間で整備する。

③ 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

2者それぞれBCPに従い安否確認を行う。安否確認の際には、

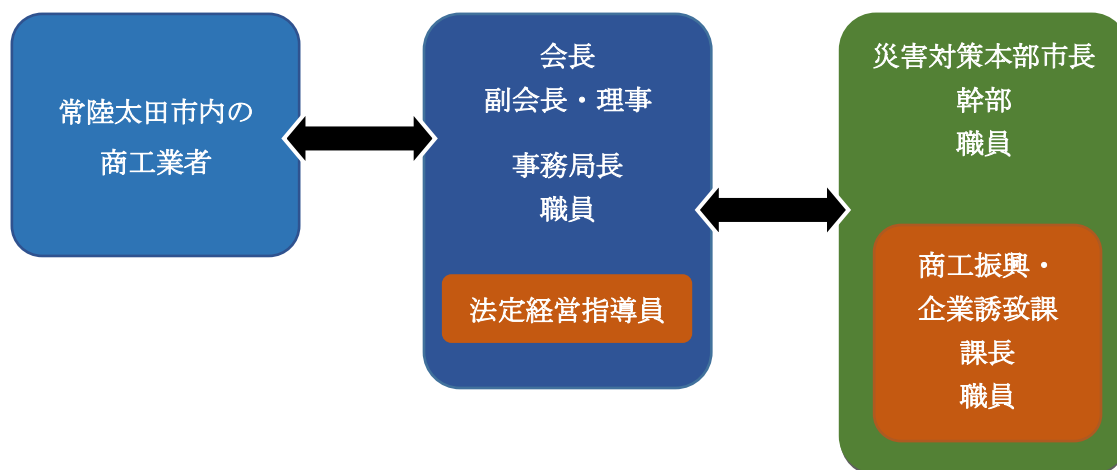
- (1)本人、家族の被災状況 (2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況
(3)出勤出来る状態かどうかについても、出来るだけ情報を集めることとする。

団体名	安否確認の対象と目標時間
常陸太田市商工振興・企業誘致課	○職員：発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）・メールにて確認
常陸太田市商工会	○職員：発災後1時間以内に携帯電話・メールにて確認 ○幹部：3時間以内に携帯電話・メールにて確認 ○役員：1日以内に携帯電話・メールにて確認 ○会員：2日以内に役員を通じ地区ごとの会員安否を確認

④ 安否確認等の結果共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、2者間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。

◇安否確認結果の連絡窓口



2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて2者で実施する応急対策の方針を決定する。

方針決定は、2者間で協議し、(仮称)常陸太田市事業継続力強化支援協議会長(常陸太田市商工振興・企業誘致課長)が決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認が出来ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害は無い	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

3) 被害情報の共有・報告

①市と商工会は、原則として以下の間隔で被害情報などを共有する。

○被害情報等の共有間隔

期 間	情報を共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に4回（9時・11時・14時・16時）共有する
2週間以内	1日に2回（9時・14時）共有する
1ヶ月以内	1日に1回（9時）共有する
1ヶ月超	2日に1回共有する

②商工会は、被害状況を茨城県の指定する方法にて県に報告し、市は商工会が報告した内容について確認を行う。あわせて、市が独自で把握した情報がある場合には、商工会に被害情報等し、商工会から県へ報告を行う。

■感染症、サイバー攻撃等

感染症やサイバー攻撃等が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。

商工会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有・報告

①市と商工会は、原則として以下の間隔で被害情報などを共有する。

○被害情報等の共有間隔

期 間	情報を共有する間隔
海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

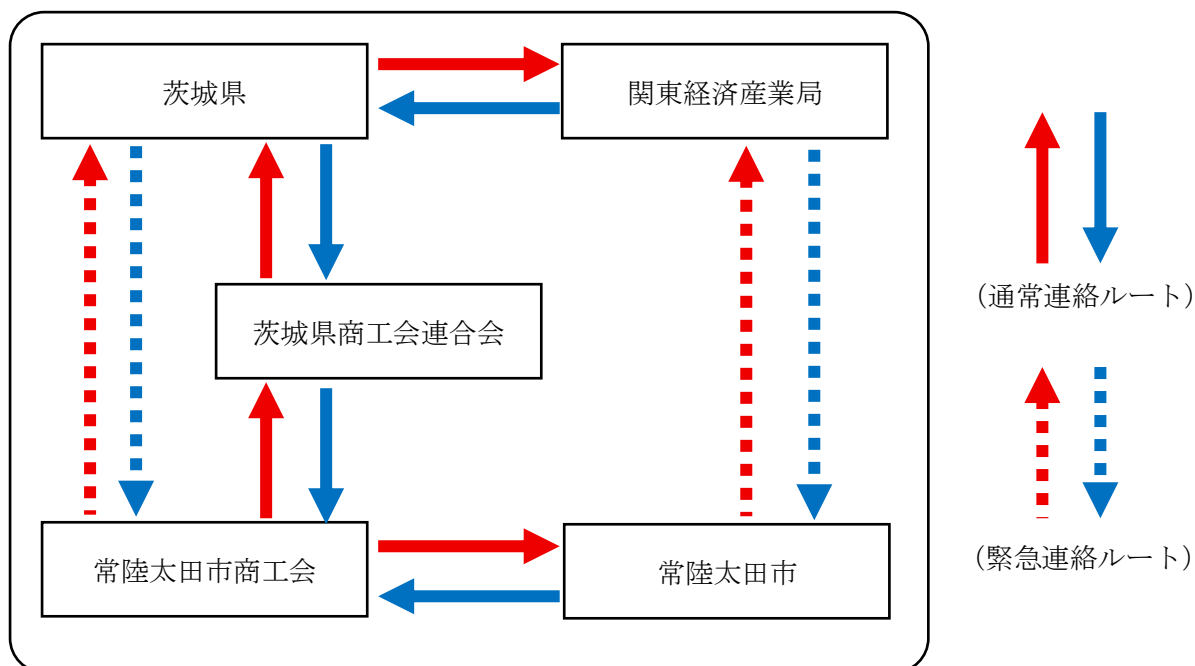
②商工会は、国や茨城県からの情報に基づき県が定める期日までに県の指定する方法にて県へ報告し、市は商工会が報告した内容について確認を行う。あわせて、市が独自で把握した情報がある場合には、商工会に被害情報等し、商工会から県へ報告を行う。

(2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

1) 連絡体制の構築

自然災害等発災時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う仕組みを構築する。

(連絡体制図)



2) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。

3) 被害確認方法・被害額算定方法

市と商工会は被害情報の確認方法や被害額（建物、設備、商品などの合計）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。

商工会は、茨城県の指定する方法にて情報を茨城県へ報告するとともに、市は商工会が報告した内容について確認を行う。

(3) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、市と相談する（商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(4) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、地区ブロックをベースとした対口支援体制に基づき、災害対応を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。